

## 長岡京市社会福祉協議会寝具水洗いサービス事業要綱

### (目的)

第1条 この事業は、高齢者世帯において寝具の衛生管理等が困難な者及び障がい者世帯において寝具の衛生管理等が困難な者に対し、訪問による寝具の水洗いサービス（以下「寝具水洗いサービス事業」という。）を行うことにより、その者の健康増進及び衛生の保持を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 寝具水洗いサービス事業の対象者は、長岡京市に居住している、高齢者世帯（おおむね75歳以上、独居老人等の場合はおおむね65歳以上）及び障がい者世帯で、寝具の衛生管理等が困難なため生活支援が必要な者とする。

2 前項の高齢者世帯及び障がい者世帯は、生活保護世帯または市民税非課税世帯に属している事とする。

### (事業の内容)

第3条 寝具水洗いサービス事業の内容は、寝具回収・配達車で訪問し、寝具の水洗いを行う。

### (事業の運営)

第4条 寝具水洗いサービス事業は、適切な事業運営を確保するために他の事業者等（以下「受託者」という。）に委託して実施する。

2 受託者と運営に関する契約を結び実施する。

### (申込方法)

第5条 寝具水洗いサービス事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、寝具水洗いサービス申請書を社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「社協」という。）に提出する。

2 申込書は、随時受け付けて、その年度内が有効である。

### (利用決定等)

第6条 社協は、申請書を受けたときは、その必要性、当該申込者の状況等を検討のうえ適否を決定し、その結果を寝具水洗いサービス利用決定（却下）通知書により、申込者に通知する。

2 社協は、前項の規定により利用の決定を行ったときは、契約に基づき受託者に通知する。

3 受託者は、通知を受けたときは、申込者と調整のうえ事業を実施する。

### (利用寝具の種類等)

第7条 寝具水洗いサービス事業を利用する場合の寝具の種類は、掛布団、敷布団及び毛布とする。

2 寝具水洗いサービス事業の利用範囲は、原則として寝具3枚までとする。

(実施の回数)

第8条 寝具水洗いサービス事業の実施回数は、年4回とする。

(費用負担)

第9条 利用者が属する世帯の生計中心者は、次の表に定める費用（以下「費用負担額」という。）を負担しなければならない。

区分	費用負担
寝具水洗い サービス	生活保護世帯又は 市民税非課税世帯 に属する者
	1回3枚まで 1枚につき500円

- 2 生活保護世帯は、証明書または生活保護受給者証の写しを申込書に添えて提出する。
- 3 市民税非課税世帯は、課税証明又は介護保険納入通知書等の写しを申込書に添えて提出する。
- 4 費用負担額は、直接受託者に支払うものとする。

(利用の廃止)

第10条 社協は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を廃止することができる。

- (1) 第2条に定める対象者でなくなったとき。
- (2) サービスを必要としなくなり、利用廃止の申し出があったとき。
- (3) その他、サービスを受けることが適当でないと認めたとき。

- 2 社協は、前項の規定により寝具水洗いサービス事業の利用の廃止を決定したときは、申込者に対し寝具水洗いサービス利用廃止決定通知書を通知する。また、契約に基づき受託者に通知する。

(広報)

第11条 社協は、本事業について広く市民に周知するように努めなければならない。

(受託者の責務)

第12条 受託者は実施したサービスの内容、利用者の状況等の事業実施状況を所定の書式により、社協に毎月提出しなければならない。

- 2 受託者は、この事業の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。